

一般社団法人フリースペース道 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フリースペース道と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県大崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、フリースクールの設立・運営及び県内にある各フリースペースや多様な学び場を提供する団体との連携を進める事業を行い、不登校の児童・生徒に対して新たな教育の場の創造と発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 フリースクールの運営
- 2 学童保育の運営
- 3 イベント企画・運営
- 4 不登校児童・生徒及び保護者の相談業務
- 5 その他不登校支援に関する業務
- 6 クラシックバレエその他の体操教室の運営
- 7 学習塾の運営
- 8 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 三 総社員が同意したとき。
- 四 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(招集の請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4条 役員

(役員)

第20条 当法人に、理事1名以上、監事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5条 資産及び会計

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第26条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号

及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書

- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年3月末日までとする。

(設立時役員)

第31条 当法人の設立時役員は、以下のとおりとする。

宮城県大崎市古川福浦字道ノ上182番地1 リュミネージュ福浦A棟201号

設立時理事 高橋 雅道

宮城県大崎市古川福浦字道ノ上182番地1 リュミネージュ福浦A棟201号

設立時理事 高橋 麻美

宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木17番地

設立時理事 中村 みちよ

宮城県大崎市古川福浦字道ノ上 1 8 2 番地 1 リュミネージュ福浦 A 棟 2 0 1 号
設立時代表理事 高橋 雅道

(設立時社員)

第 3 2 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

宮城県大崎市古川福浦字道ノ上 1 8 2 番地 1 リュミネージュ福浦 A 棟 2 0 1 号
設立時社員 高橋 雅道

宮城県大崎市古川福浦字道ノ上 1 8 2 番地 1 リュミネージュ福浦 A 棟 2 0 1 号
設立時社員 高橋 麻美

宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木 1 7 番地
設立時社員 中村 みちよ

(法令の準拠)

第 3 3 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人フリースペース道の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2 年 2 月 21 日

設立時社員 高橋 雅道

設立時社員 高橋 麻美

設立時社員 中村みちよ